

70歳以上の方用

※70歳未満の方は裏面をご参照ください

医療費軽減制度のご案内

～高額療養費制度について～

月々に支払う医療費には年齢と所得に応じ、入院と外来それぞれに「自己負担限度額」が設けられており、どなたでも手続きをすることにより、限度額までの支払いにすることの出来る制度です。

70歳以上の方の自己負担限度額 ・ 手続方法

			1ヶ月あたりの自己負担限度額		
			入院	外来	多数該当
現役並み所得者	Ⅲ	課税所得690万円以上	252,600円 + (医療費-842,000円) × 1%		140,100円
	Ⅱ	課税所得380万円以上 690万円未満	167,400円 + (医療費-558,000円) × 1%		93,000円
	Ⅰ	課税所得145万円以上 380万円未満	80,100円 + (医療費-267,000円) × 1%		44,400円
一般			57,600円	18,000円 (年間上限144,000円)	44,400円
低所得者 (住民税非課税)	Ⅱ		24,600円	8,000円	-
	Ⅰ	年金収入80万円以下	15,000円		-

- ・ 当院にて保険証を提示していただければ、限度額までの支払いになります。ただし、現役並み所得者のⅠ及びⅡ、低所得者の該当にお心当たりのある方は、保険者にて限度額認定証を申請し、該当された場合は当院に提出してください。
- ・ 当院での提出先は、入院の方は入退院センター、外来の方は中央会計もしくは各ブロック受付になります。

注意点

- ※ 「1ヶ月」とは暦月の1ヶ月であり、入院日からの1ヶ月ではありません。
- ※ 医療費には、食事代、室料、おむつ代、診断書代、自由診療費は含まれません。
- ※ 限度額認定証、食事療養費標準負担減額認定証は申請をした月から使用することが出来ます。ただし、当院へ使用したい月の翌月8日までにご提示いただけなかった場合は、使用いただけませんのでご了承下さい。
- ※ 限度額を超えて支払った額は、数ヵ月後に保険者より返金されます。
- ※ 保険者は健康保険被保険者証(=医療保険証)の保険者名称に記載されています。
- ※ 多数該当とは、過去1年間において、自己負担限度額の適応が3月以上あったときは、4月目から限度額がさらに引き下げられます。
- ※ 70歳以上未満に関わらず、低所得の方は食事代が減額される場合があります。食事療養費標準負担減額認定証を申請してください。手続き方法・提出先は限度額認定証と同様です。

制度について詳しくお知りになりたい方は会計窓口、または医療福祉相談室にてご相談下さい。

2018. 8. 1 牛久愛和総合病院